



平成26年1月27日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社  
代表取締役社長 小松 裕 介  
(コード番号 6819)  
問い合わせ先  
経営企画室 岩井 俊 輔  
電話番号 03-5786-3900

## 本訴及び反訴の判決(両訴訟ともに勝訴)に関するお知らせ

平成23年7月3日付「訴訟の提起に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社及び当社子会社である株式会社サボテンパークアンドリゾート(以下「SPR社」という)は、株式会社ICP(以下「ICP社」という)より、東京地方裁判所におきまして売買代金請求訴訟(以下「本訴」という)の提起を受け、また平成25年2月12日付「訴訟(反訴)の提起に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、SPR社は、ICP社に対して、同裁判所におきまして貸金返還請求訴訟(以下「反訴」という)の提起をいたしました。本日、同裁判所より、両訴訟の判決が言い渡されたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 勝訴に至った経緯

本訴は、SPR社及びICP社が平成18年3月9日付で締結した不動産売買契約を原因として、ICP社が、当社及びSPR社に対して、未払金75百万円及び遅延損害金の支払いを求めて訴訟を提起したものであります。これに対して、平成24年8月22日付「特別利益の計上に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、SPR社は、ICP社に対して、予備的主張として、SPR社がICP社に対して有している反対債権をもって相殺の意思表示をしております。

反訴は、SPR社が、ICP社に対して、短期貸付金に基づく元金3億円のうち金1億円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めて反訴を提起したものであります。

本日、東京地方裁判所は、本訴についてICP社の当社及びSPR社に対する請求はいずれも棄却と判断し、反訴についてICP社は、SPR社に対して、金1億円及びこれに対する平成25年2月16日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払えと判断し、判決を言い渡しました。

#### 2. 判決言い渡しがされた裁判所及び年月日

- (1) 判決言い渡しがされた裁判所 東京地方裁判所
- (2) 判決言い渡しがされた年月日 平成26年1月27日

#### 3. 本訴を提起した者

- (1) 名 称 株式会社ICP
- (2) 代 表 者 代表取締役 趙 裕 燦
- (3) 本店所在地 東京都港区赤坂三丁目12番11号

#### 4. 本訴及び反訴の判決の内容

- (1) I C P 社の本訴請求をいずれも棄却する。
- (2) I C P 社は、S P R 社に対し、金 1 億円及びこれに対する平成25年 2 月16日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は本訴、反訴を通じ、I C P 社の負担とする。
- (4) この判決は、第 2 項に限り、仮に執行することができる。

#### 5. 今後の見通し

当社及びS P R 社は、本訴及び反訴について、いずれも勝訴いたしました。S P R 社の今後の対応につきましては、弁護士と相談の上で適切な対応をしております。

今後、I C P 社による控訴がなされた場合等には、適宜、開示してまいります。

以 上